

～医療費でお困りの方へ～

医療費が無料・低額になる 診療事業のお知らせ



○医療費が無料もしくは低額になります。

経済的理由によりなかなか医療にかかることができない方々に、安心して治療を受けていただくため、無料または低額な料金で診療を行う事業です。

○どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは、当院で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。ひと月の収入が一定基準内の方が対象となります。基準は、年齢や世帯人数によって変わりますので、まずはお気軽にご相談ください。

○無料・低額になる診療費は？

ながふさ共立診療所の診療費に限ります。（一部適用されない診療費もあります。）対象外となるのは薬局でのお支払い（お薬代）や自費診療についてです。

○申請に必要なものは？

基準を満たしているかどうかを判断するため、給与明細書や年金証書など、経済状態のわかる資料のご提示をお願いすることがございます。

○利用するには？

この制度を希望する時は職員にお申し出ください。担当の職員と面談をしていただき、基準内であれば利用できます。お電話のお問い合わせもお受けしております。

<無料低額診療・相談申し込み用紙>

氏名：	生年月日：T S H 年 月 日
住所：	電話番号：
世帯の人数：大人 名 子ども 名	主な診療科：外来・在宅
備考	

社会医療法人社団健生会 ながふさ共立診療所
八王子市長房町 1462-5 TEL042-664-1005
FAX042-664-6037

